

# 大宮駅西口第五地区都市計画道路の決定 に関する原案説明会を開催しました。

令和6年3月17日（日）及び3月18日（月）の2日間、大宮情報文化センターJACK 大宮5階第1・2集会室にて説明会を開催しました。

102名（17日：68名、18日：34名）の方にご出席いただき、下記の質疑応答がありましたのでご報告いたします。

（※記録上わかりやすくお伝えする観点から一部補正補足している箇所がございます）

## 道路の計画について

●大宮駅西口第四地区は区画整理地区として図示してあるが、第五地区はどこまでが事業範囲で事業年度は決まっているのか。

→大宮駅西口第五地区の課題解決として、まずは都市計画道路の整備を計画しております。その先のまちづくりについては、地域の方と意見交換をしながら、まちづくり方針に基づき進めていくこととなります。事業の進め方としまして、第四地区のような区画整理を行うというのは既に市街地として形成している地区で合意形成を図っていくのは現実的に難しいと考えております。まずはできるところから整備を進めてまいります。

●大宮駅西口の道路の計画はこれで終わりなのか。（仮称）桜木大成1号線の北側へ延伸する計画はないのか。

→今回は都市計画道路の整備を行うものです。丁字交差点の北側については今回整備しません。地区内に通過交通が流入することを懸念している方もおり、現時点では合意形成と事業化は難しいと考えます。今後の動向を見据えて検討していくことになると考えます。

●第五地区内は救急車や消防車が入りにくい。細かい道路はどのように整備していくのか。

→第五地区内には細街路があり、課題であることは把握しており、まちづくり方針の中では暮らしの道路整備事業等で道路整備を進めていくとしております。しかしながら、沿線の権利者様全員の同意が必要となりますので、申請があれば整備を進めていくという形になります。

## 道路の構造、機能について

●幅員19mの道路が必要なのか。

→都市計画道路の幅員の決定根拠としては、将来交通量の推計を行い、道路の規格を決めることとなります。道路を新設又は改築する時の技術的基準として道路構造令が定められていますが、将来交通量から道路構造令に基づき、必要な幅員を積み上げた結果が幅員19mとなります。

●（仮称）桜木大成2号線の線形が少しカーブしているが、直線にはならないのか。

→桜木駐車場用地を最大限活用するため、このような線形としています。従来のカーブよりは緩和されるものの、直線にはなりません。

●大成町1丁目交差点の改良は具体的にどのようにするのか。

→現在交差点の中心が約10mずれていますが、そのずれを解消し、交差点内でハンドル操作をせず直進できるような線形にしています。

●街路樹をなくすことはできないか。落ち葉の始末の問題や、野鳥が来て害になる可能性や新たに住み着く可能性がある。また、強風による倒木等の災害の可能性はある。

→ご指摘された可能性は否めませんが、一方で緑が持つ機能があり、市でも適切な緑化をすることを目指しております。幅員19mの道路については、道路構造令に基づき植樹帯を設けなければならないことになっています。植える樹木については、落葉樹は植えない等考えていくと同時に、沿線の方に配慮しながら適切に進めてまいります。

●（仮称）桜木大成1号線は横断歩道、信号はないのか。（仮称）桜木大成1号線に隣接して多目的広場もできるが、東西に渡れないと困る。（仮称）桜木大成2号線についても同様に安全面の配慮はあるのか。

→横断歩道の設置については、警察と協議をしており、今回の計画段階の協議では図面には示してはいないものの、多目的広場は子どもたちが利用することから安全確保の観点から今後の実施段階の警察協議で横断歩道の設置について協議していく予定です。（仮称）桜木大成2号線については、現在の押しボタン信号をそのまま残す予定としています。信号機の設置には一定の条件があることから、今後の歩行者の横断者数を鑑みて警察との協議を検討していきます。

●北側の道路拡幅について、無電柱化は検討しているか。

→市では歩道幅員が2.5m以上の道路は無電柱化を検討していくこととなっておりますので、第五地区の都市計画道路についても検討していく予定です。

●防災の面で第五地区の道路を広げるのは良いが、以前に大宮岩槻線沿道で火災があった際に結構延焼した。消火栓が足りていなかったのではないのか。

→第五地区の都市計画道路については、消防局と協議しており、現在充足している区域と伺っています。

火災があった場所について消火栓が充足していなかったかどうかは今わかりませんが、消防部局で適切に配置はしていると考えます。大宮岩槻線の南側に延焼が広がっていましたが、道路を挟んで北側には延焼していませんでした。広幅員の道路が延焼遮断帯の役割を果たすと考えております。

## 交通渋滞対策について

- 国道17号線については、大成町1丁目交差点だけ整備するのか。桜木町交差点の方にも原因があると思うがどう考えているのか。

→ご指摘のとおり、桜木町交差点の渋滞が大成町1丁目交差点の渋滞に影響を与えていることはあります。桜木町交差点については、今後大宮駅西口第3-A・D地区第一種市街地再開発事業により、交差点部で一部道路を拡幅する計画があります。こちらの整備が先になり、第五地区の都市計画道路が後になります。第五地区の都市計画道路ができることにより、国道17号線の交通が転換され、現在よりも交通量が減少することが期待されます。

- 工機部前通線や国道17号線を先に拡幅すべきではないか。

→工機部前通線は整備済みの都市計画道路のため現在のところ拡幅する予定はありませんが、今後の周辺の開発動向等を踏まえ検討していくことになります。国道17号線に関しては、国の管轄となります。

- 桜木1号線が整備され、大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業が完了すると、桜木町交差点と大栄橋西交差点が更に渋滞するのではないか。

→(仮称)桜木大成1号線が開通した際には信号機を設置する予定で協議を進めております。計画にあたっては、各事業による開発交通量を見込んだ上で第五地区周辺の交差点の混雑率の算出を行っています。結果として、各交差点は限界値を超えないことを確認しております。また、大宮駅西口第3-A・D地区第一種市街地再開発事業により、大宮岩槻線を一部拡幅し、右折・直進・左折レーンを整備することになるので、桜木町交差点の渋滞緩和に寄与すると考えております。

- 再開発事業によって車の流量を増やそうとしているが、減らそうとする取組はないのか。

→産業道路、大宮岩槻線など、大型車両はバイパス機能を持った道路に誘導しています。新大宮上尾道路の延伸の計画もあります。大宮駅周辺のミクロの視点ではこのような道路網となりますが、市全体ではバイパス機能を持たせた高幅員道路を郊外に配置して、中心部の交通量を減らすような取組を行っています。

## 用地買収、補償について

- 代替地を確保するとしているが、何世帯分を想定しているのか。

→代替地につきましては、桜木駐車場用地の一部で約1,500㎡を確保しております。代替地を何世帯分想定しているかについては、現在地権者のご意向を確認しているところで具体的な世帯数はお示しできません。しかしながら、道路として必要な面積から想定しますと、この代替地だけでは足りないと考えており、第五地区内に新たに代替地を確保できないか交渉しているところです。

●**地権者に個別に説明を行っているとのことだが、現時点で説明をされていなければ、用地買収の対象ではないという認識でよいか。**

→登記簿等で確認が出来た関係権利者の方には、令和5年12月から順次、個別説明のお知らせをお送りして説明を行っております。個別説明のお知らせが届いていない方は、用地買収の対象外と考えていただいても結構です。

●**大宮岩槻線と（仮称）桜木大成1号線が交差する場所に、ビルの建築計画があるがどうするのか。**

→地権者とは個別に交渉をしているところです。都市計画決定をするまでは法的な制限はかけられないため、建築計画は進んでいくものと考えますが、他の方と同様に補償を行います。

### 関連事業について

●**地区内の細街路の整備に関して、暮らしの道路整備事業等は市が沿線住民の同意を取りまとめて整備を進めてくれるのか。**

→整備手法として事業を案内することはありますが、同意の取りまとめや申請については住民の皆様に行っていただくこととなります。

●**現在、ごみ収集所は桜木駐車場内にあるが、道路の幅員が広がるとなるとごみ捨て場が遠くなる。ごみ置き場の位置やアクセスについても配慮して欲しい。**

→地元自治会長からの要望書も出ており、今後も利用できるよう現状維持することとなっております。設置の場所は変わりませんが、道路を拡幅した分は遠くなってしまうことはありますので、ごみ置き場のあり方については、まちづくり検討会の中でも検討してまいります。

●**第五地区内の都市計画道路は桜木駐車場用地活用事業のための道路ではないのか。地域の住民は桜木駐車場用地に防災施設を求めていたが、商業施設となった。防災公園にしていれば道路の課題も解決できたのではないか。**

→今回の都市計画道路の整備は第五地区のまちづくり方針の中で主に防災の面で必要な道路という位置づけで計画を進めてきたものです。第五地区のための道路であり、桜木駐車場用地活用事業のための道路ではありません。また、桜木駐車場用地活用事業の完成時には、都市計画道路の整備は完了しておりませんので、現況の道路で桜木駐車場用地活用事業は開業するものです。事業者はそれを踏まえた提案を行っていると伺っております。

●**桜木駐車場用地活用事業により商業施設ができると自動車がたくさん来ることが想定される。住民が困らないような条件をまちづくり部署から意見できないのか。**

→桜木駐車場用地活用事業の公募条件としては、自動車交通の抑制対策を行う、というものがあります。公募要項に、施設の運営に当たっては周辺環境に配慮し、事業者が周辺道路への自動車交通負荷が増大しないように抑制対策を実施してください、と記載があるため、この条件に対応しているものと考えています。

●桜木駐車場用地活用事業の駐車場は何台を見込んでいるのか。

→桜木駐車場用地活用事業につきましては、所管が東日本交流拠点整備課となります。現在優先交渉権者と協議している段階のため駐車場の具体的な台数についてはお答えできませんが、今後所管課と事業者により説明会を開催すると伺っております。

●桜木駐車場用地を防災施設として使うことを期待していた。便利な道路も期待しているが、多目的広場も充実した一時避難場所にして欲しい。

→多目的広場は避難場所としての指定はできず、一時集合場所の位置付けとして、そこに一度集合してから指定避難場所へ移動してもらうというのが現在の地域防災計画における考え方となっています。多目的広場が持つ防災機能については、今後まちづくり検討会や地元説明会を通してご意見を伺い検討していく予定です。

●第五地区内に野良猫が20匹ほどいるようだが、轢かれた動物の処理はどこの部署がするのか。

→公道上で轢かれた野生動物は各区くらし応援室へ連絡してください。